

民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金の損金算入及び解散の場合の欠損金の損金算入に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名	( )
----------------------------	--------	-----	-----

別表七の二付表四 平二十五・四・一以後終了連結事業年度分

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	1		個 別 所 得 金 額	9	円
	私財提供を受けた金銭の額	2		〔((別表四の二付表「46の①」) - (7))又は((別表四の二付表「46の①」) - (7) - ((別表四の二付表「46の①」) - (4)) × 0.2)〕		
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	3		当 期 控 除 額	10	円
	計 (1) + (2) + (3)	4		((4)、(8)と(9)のうち少ない金額)		
欠損金額等の計算	適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額	5		連 結 欠 損 金 個 別 帰 属 額	11	円
	適用年度終了の時における連結個別資本金等の額(別表五の二(一)付表「30の④」)(プラスの場合は0)	6	△	(別表七の二付表一「9の計」-「19の計」)		
	連結欠損金当期控除額の個別帰属額(別表七の二付表一「19の計」)	7		連 結 欠 損 金 個 別 帰 属 額 から ないものとする金額	12	円
	差引欠損金額等 (5) - (6) - (7)	8		((10)と(11)のうち少ない金額)		

連 結 欠 損 金 個 別 帰 属 額 の 翌 期 繰 越 額 の 調 整

発生連結 事業年度	調整前の連結 欠損金個別帰属額 の翌期繰越額  (別表七の二付表 一「9」-「19」)	特定連結欠損金個別帰属額の計算		非特定連結欠損金個別帰属額の計算		連結欠損金個別 帰属額から ないものとする金額  (15) + (17)
		(13)のうち特定 連結欠損金 個別帰属額  (別表七の二付表 一「10」-「13」)	特定連結欠損金個 別帰属額から ないものとする金額  (当該発生連結事 業年度の(14)と (12)-当該発生 連結事業年度前 の(18)の合計額) のうち少ない金額	(13)のうち非特定 連結欠損金 個別帰属額  (13) - (14)	非特定連結欠損金 個別帰属額から ないものとする金額  (当該発生連結事 業年度の(16)と(12) -当該発生連結事 業年度前の(18)の合 計額-当該発生連 結事業年度の(15)) のうち少ない金額	
	13	14	15	16	17	18
・ ・ ・	円	円	円	円	円	円
・ ・ ・						
・ ・ ・						
・ ・ ・						
・ ・ ・						
・ ・ ・						
・ ・ ・						
・ ・ ・						
・ ・ ・						
計						

## 別表七の二付表四の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）（法第59条第2項（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第25条第1項（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額（以下「個別損金額」といいます。）を計算する場合で法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当しない場合（措置法第68条の102の3第1項（中小連結法人の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定の適用を受ける場合を含みます。）若しくは法第59条第3項の規定により個別損金額を計算する場合又は平成25年改正前の法（以下「平成25年旧法」といいます。）第59条第2項（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）（平成25年改正前の震災特例法（以下「平成25年旧震災特例法」といいます。）第25条第1項（被災連結法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定により個別損金額を計算する場合で平成25年旧法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当しない場合に限りま
- 2 「適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額5」には、当期の別表五の二（一）付表一の「期首現在連結個別利益積立金額①」の「差引合計額25」に記載されるべき金額がマイナス（△）である場合のその金額を記載します。
- ただし、その金額が、別表七の二付表一の「9の計」に記載されるべき金額に満たない場合には、その記載されるべき金額を記載します。
- 3 「適用年度終了の時における連結個別資本金等の額6」には、連結法人が法第81条の3第1項（法第59条第3項の規定により個別損金額を計算する場合に限りま

てのみ記載します。

$$4 \quad \left[ \begin{array}{l} \text{「個別所得金額} \\ \left( \left( \text{別表四の二付表「46の①」} - (7) \right) \text{又は} \\ \left( \left( \text{別表四の二付表「46の①」} - (7) - \left( \right. \right. \right. \\ \left. \left. \left. \text{別表四の二付表「46の①」} - (4) \right) \times 0.2 \right) \right) \right] 9 \text{ は、} \end{array} \right]$$

次により記載します。

- (1) 平成25年4月1日以後に法第59条第2項に規定する事実が生ずる場合、同日以後に措置法第68条の102の3第1項に規定する政令で定める事実が生ずる場合又は同日以後に震災特例法第25条第1項に規定する政令で定める事実が生ずる場合において、「計4」の金額が別表四の二付表「46の①」の金額以上であるとき、又は当該連結法人が法第81条の9第8項各号（連結欠損金の繰越し）に掲げる法人に該当する連結親法人若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人であるときは「又は（別表四の二付表「46の①」）－(7)－（別表四の二付表「46の①」）－(4)×0.2」を消し、これらのいずれにも該当しないときは「（別表四の二付表「46の①」）－(7)又は」を消します。
- (2) 平成25年4月1日前に平成25年旧法第59条第2項に規定する事実が生じた場合又は同日前に平成25年旧震災特例法第25条第1項各号に掲げる事実が生じた場合（当該事実が生じた連結法人について同日以後に震災特例法第25条第1項に規定する事実が生ずる場合を除きます。）にあつては、「又は（別表四の二付表「46の①」）－(7)－（別表四の二付表「46の①」）－(4)×0.2」を消します。
- (3) 連結法人が法第81条の3第1項（法第59条第3項の規定により個別損金額を計算する場合に限りま
- 5 「当期控除額<sup>10</sup>」には、連  

$$\left( (4), (8) \text{ と } (9) \text{ のうち少ない金額} \right)$$
- 結法人が法第81条の3第1項（法第59条第3項の規定により個別損金額を計算する場合に限りま
- の規定の適用を受ける場合には、「(4),」を消します。